

# 三田市子ども・子育て支援システム標準化対応業務委託仕様書

## 1. 業務名

三田市子ども・子育て支援システム標準化対応業務委託

## 2. 総則

本仕様書は、三田市（以下、「本市」という。）が「受託者」に発注する「三田市子ども・子育て支援システム標準化対応業務委託」について、受託者の行う業務の範囲、それぞれの責務、その他業務の実施に必要な条件を明記し、本更新業務の円滑な実施を実現するために定めるものである。

## 3. 履行期間

### (1) 履行期間

#### ① 履行期間

契約締結日から令和10年1月31日までとする。

#### ② 構築スケジュール

システムの構築スケジュールとして、本稼働時期を令和9年11月に予定している。以下の作業工程はあくまでも本市の想定であるため、実施に当たっては本市と別途打合せの上、詳細スケジュールを提示すること。

本稼働日：令和9年11月

### (2) 作業内容

#### ① 調査等準備

現行業務と標準仕様準拠システムとの適合状況確認

#### ② 環境構築

- ・ガバメントクラウド等上の稼働環境設定（AWS 共同利用環境構築）
- ・標準準拠システム利用に必要な初期設定  
（ASP 環境構築、運用管理補助環境構築、クライアント端末等設定）

#### ③ 文字の標準化・データ移行等

- ・移行用文字コード変換
- ・データクレンジング
- ・データ移行（移行）

#### ④ テスト・研修

- ・システム運用テスト
- システムテスト（機能要件・非機能要件・データ連携）、運用テスト

- ・操作研修（研修資料準備、QA サポート）

#### 4. 履行場所

- (1) 三田市役所内
- (2) 受託者の事業所（個人情報を扱う場合は、セキュリティが確保されている区画に限る）

#### 5. システムの対象範囲

標準システムの導入（子ども・子育て支援）

#### 6. システム更新の基本方針

##### (1) システム全般について

- ・標準化基本方針（令和6年12月版）、及び以下標準仕様書で指定される各要件に準拠したシステムであること。

○地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（子ども子育て）  
【第4.0版】（令和8年2月27日）

○子ども・子育て支援システム標準仕様書【第2.0版】（令和8年1月30日）

- ・本業務におけるガバメントクラウド環境の構築作業における要件については本仕様書に別途定める下記に準ずること。
- ・ガバメントクラウド環境構築業務仕様書

##### (2) ガバメントクラウド利用について

- ・CSPはAWSであること。
- ・利用方式：ガバメントクラウド共同利用方式
- ・ガバメントクラウド運用管理補助者：受託者にて準備すること。
- ・ネットワーク構築運用管理補助者：本市で別途調達する。

※本契約にはガバメントクラウドのサービス利用料は含まないものとする。

##### (3) データ移行について

現行システムで構築しているデータのうち、新システムで必要となる全データを移行対象とする。なお、本市と調整の上で必要に応じて受託者が文字コード変換、データクレンジングを実施する。

※現行システムからのデータ抽出については、本市と現行システム事業者にて別途契約を行うため、本事業には含まない。

##### (4) システム間連携について

標準連携仕様に基づく連携構築を行うこと。新システムにおいては本市が運用する

住民基本台帳システム・市民税課税台帳システム・財務会計システムとの連携を行うこと。

(5) 文字情報基盤対応について

- ・行政事務標準文字またはそれに準ずる対応が行えるシステムであること。
- ・文字要件（行政事務標準文字）の対応に伴い文字コード変換作業を行うこと。

(6) 外部データ連携について

- ・金融機関、収納代行業者とのデータ連携が行えること。
  - ① 金融機関向け
    - ・子ども・子育て支援口座振替データ出力
    - ・子ども・子育て支援口座振替データ取込
  - ② 収納代行業者
    - ・子ども・子育て支援収納データ取込

(7) 標準オプション機能について

標準オプション機能は、【別添】要件一覧（機能・帳票要件）に係る対応可否において本市の必要と指定する機能とする。

## 7. 環境要件

(1) 以下に示すクライアント端末について、調達及び子ども・子育て支援システムセットアップ作業を行うこと。

① クライアント関連

- ・クライアント：10台（ノートパソコン10台）
- ・本体：ノートパソコン（ビジネスモデル）
- ・OS:Microsoft Windows 11 pro (64bit 版) 最新版
- ・CPU:インテル Core5 プロセッサ-220U  
(クロック周波数Pコア 最大 5.00GHz)
- ・メイン RAM : 16GB 以上
- ・ストレージ : SSD : 250GB 以上
- ・内蔵ディスプレイ : 15.6 インチ (解像度 1,920×1,080 以上) ※内蔵型
- ・その他:子ども・子育て支援システムが正常に動作できる推奨スペックを満たしていること。

②ミドルウェア及びライセンス

- ・本システムを運用する上で必要となる各製品の付属品、ミドルウェア、ライセンスを導入すること。

### ③作業範囲

- ・OS、ミドルウェア等のクライアントに関連する基本セットアップ、ウイルス対策ソフトのインストール、ネットワーク設定、CSP との接続確認までは本市で行う。
- ・子ども・子育て支援システムに関連する環境設定、動作確認については、本市と受託者双方で作業を行うものとし、セットアップ手順書を提供すること。
- ・作業については、本市と受託者双方で協力し進めることとする。

## (2) ネットワーク要件

### ①庁内ネットワーク

- ・庁内ネットワークの準備は本市にて行う。

### ②設定要件

- ・共同利用方式を選択した場合、今回導入する子ども・子育て支援システムを既設ネットワーク上で稼働するための必要な設定については、本市と受託者双方協力のもと行うものとする。
- ・本市から受託者の共同利用方式環境への接続に必要な情報は本市より提供する。
- ・受託者の行う作業範囲は下図1のとおりとする。

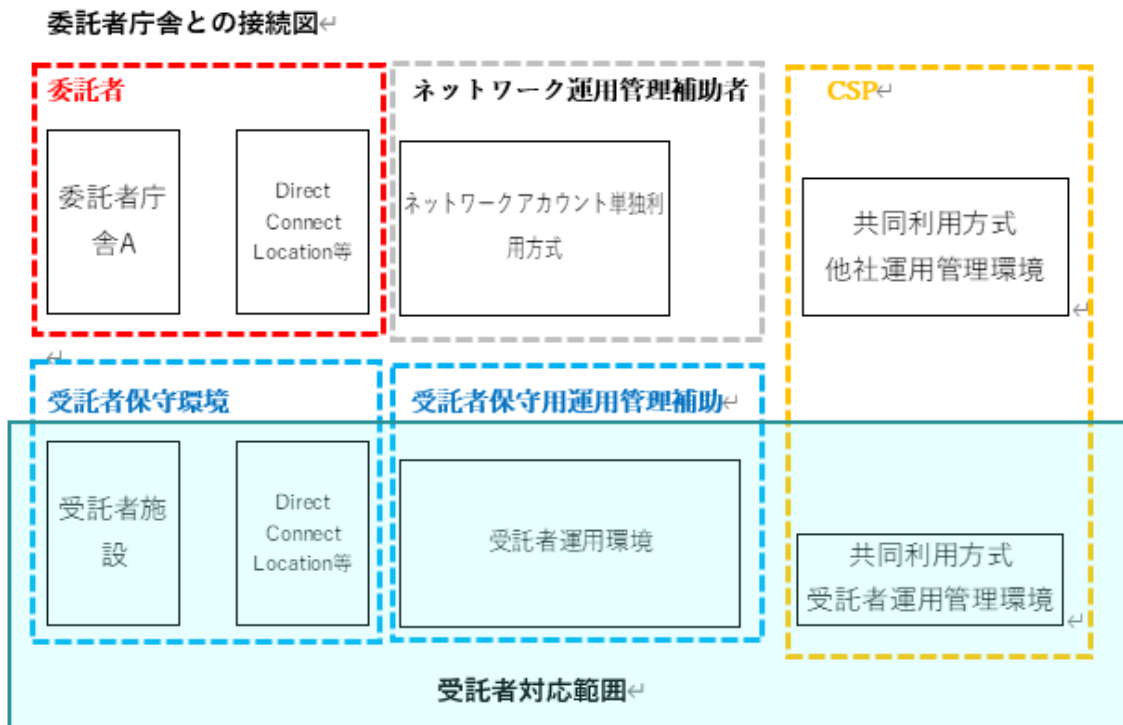
### ③ガバメントクラウドとの接続回線について

- ・本業務遂行上必要となるガバメントクラウドとの接続回線の構築については、別途本業務とは別に調達するものとするが、利用する接続回線は本業務と密接に関連があるため、受託者は、回線開設時期、接続機器設定などの設計および構築上の必要な情報については、本市および本市が委託するネットワーク回線構築事業者を提供するものとする。
- また、ネットワークアカウントの管理については本市で行う。

### ④保守拠点から CSP への回線接続について

- ・受託者保守拠点から CSP への保守回線を構築すること。保守回線構築費用およびシステム構築期間中の回線月額費用は本提案に含めること。(システム運用開始後の月額費用は別途契約を行うものとする)
- ・保守拠点のセキュリティについて、作業場所は本市と協議の上、情報漏えい等が発生しないように十分なセキュリティ対策を講じた場所で行うこと。
- ・本業務のシステム構築およびシステム稼働後の保守に必要な回線帯域は受託者で判断すること。

図. 1



## 8. 作業内容

本業務の作業範囲は、次のとおりとする。具体的な作業範囲は、本市および受託者双方で協議の上で行うこととし、打合せについては、基本 WEB 会議にて実施することとする。また、本業務の作業については、受託者の事業所からガバメントクラウドにアクセスし作業を行うこととする。

### (1) 実施計画書作成

契約締結後に構築スケジュール、構築作業概要、プロジェクト管理方法、プロジェクト体制、会議体、進捗管理、情報共有の方法等を記載した業務実施計画書を提出すること。

### (2) 要件定義

対応方針説明のための会議を行うこと。

### (3) システム構築 (ASP)

本システムに必要となるシステム等の構築、ネットワーク設定、環境設定、初期設定、パラメータ設定等システム稼働に必要な設定を行うこと。

(4) 環境構築（運用管理補助）

本業務におけるガバメントクラウド環境の構築作業における要件については本仕様書に別途定める下記に準ずること。

- ・ガバメントクラウド環境構築業務仕様書

(5) システム運用テスト

システムテスト（機能要件・非機能要件・データ連携）、運用テストを行うこと。

(6) データ移行

現行システムで構築しているデータのうち、新システムで必要となる全データを移行し、検証作業を行うこと。

なお、本市と調整の上で必要に応じて受託者が文字コード変換、データクレンジングを実施する。

(7) データ連携

データ要件、連携要件標準仕様書【第 4.0 版】に準拠した連携、検証作業を行うこと。また、デジタル庁が実施する適合確認試験に合格していること。

(8) ドキュメントの作成

納品物にあるドキュメント等を作成すること。

(9) 操作研修

本システムの機能を理解し、管理方法等を習得するために運用テスト開始前に本市の職員に対する研修を実施すること。実施方法は、広く共通的に操作を会得できるよう、研修テキストおよび操作マニュアルを提供することとする。

(10) プロジェクト管理

構築作業が適切に行われるように進捗管理・報告（月 1 回程度の頻度で進捗報告。報告形態は原則メールでの報告とする）、課題管理、作業遅延対応、懸念事項の調整及び資料作成等の管理を行うこと。

(11) 上記 1～10 の付帯作業

## 9. 納品物

本業務における納品物は以下に示すとおりとし、以下内容に準じた納品物を本市へ提出すること。納品物は、電子データを提出すること。また、システム構成や運用等、内容に修正が加わった場合は、速やかに改訂版を提出すること。

工程	納品物
プロジェクト管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・プロジェクト計画書</li><li>・プロジェクト状況報告書</li><li>・プロジェクト工程完了報告書</li><li>・プロジェクト完了報告書（業務完了届）</li></ul>
要件定義	<ul style="list-style-type: none"><li>・標準化対応方針説明資料</li><li>・議事録</li><li>・課題管理表</li></ul>
環境構築	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境構築計画書</li><li>・環境構築結果報告書</li><li>・クライアント端末セットアップ手順書</li></ul>
仮データ移行	<ul style="list-style-type: none"><li>・データ移行計画書</li><li>・データ移行結果報告書</li></ul>
システムテスト	<ul style="list-style-type: none"><li>・システムテスト計画書</li><li>・システムテスト結果報告書</li></ul>
操作研修	<ul style="list-style-type: none"><li>・操作研修計画書</li><li>・操作マニュアル</li><li>・操作研修結果報告書</li></ul>
運用テスト	<ul style="list-style-type: none"><li>・運用テスト計画書</li><li>・運用保守手順書</li><li>・運用テスト結果報告書</li></ul>
本番データ移行	<ul style="list-style-type: none"><li>・本番移行計画書</li><li>・本番移行結果報告書</li></ul>

## 10. 本業務の再委託

本業務の一部を第三者に再委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）する場合、本市の事前の承諾を得ることを条件に、第三者に再委託を行うことができるものとする。

## 1 1. その他

- (1) 本委託事業で使用する標準化仕様関連資料については、デジタル庁のホームページ等で公開されている最新情報に基づいて作業を実施すること。

[https://www.digital.go.jp/policies/local\\_governments/](https://www.digital.go.jp/policies/local_governments/)

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

- (2) 三田市情報セキュリティ基準の遵守

受託者は、三田市情報セキュリティポリシーに定める規程に従い、適切な管理措置を講じたうえで作業を実施すること。

また、関連法令等が改正された場合には当該改正法令等に従うものとする。

- (3) 機密保持

本委託により本市からの提供および委託業務で知り得た情報は、善良なる管理者の注意義務を持って管理し、たとえ本委託契約終了後であっても目的外の利用、第三者への開示、漏えいをしてはならない。

- (4) 本市と受託者の協議

本仕様書に定めがない事項については、本市・受託者双方で協議の上、決定すること。